

佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業

募集要項

令和7年5月

佐野市

— 目 次 —

1	募集要項の定義	1
2	本事業の目的	1
3	本プロポーザルの趣旨	1
4	本事業の概要	1
	(1) 本プロポーザルの実施者	1
	(2) 本プロポーザルの事務局	1
	(3) 事業対象	1
	(4) 業務概要	2
	(5) 事業期間等	2
	(6) 提案上限価格等	2
5	参加資格要件	2
	(1) 参加者の構成	2
	(2) 参加資格要件	3
6	公告から契約までのスケジュール	6
	学校等屋内運動場エアコン設置事業	6
	評価委員会	6
7	関係資料	7
	(1) 配付資料	7
	(2) 貸与資料	7
8	現地視察会について	8
	(1) 対象施設	8
	(2) 実施概要	8
	(3) 現地視察会の申込	8
	(4) 留意事項	8
9	質疑回答	8
	(1) 質疑回答	8
10	参加表明及び参加資格確認	9
	(1) 参加表明の提出	9
	(2) 参加資格の審査結果	10
11	技術提案	10
	(1) 技術提案の提出	10
	(2) 技術提案書等の取扱い	12
	(3) 技術提案の履行	13
	(4) 法令等の遵守	13
	(5) 失格事項	13
	(6) 辞退の方法	14
12	技術提案の審査及び審査項目	14
	(1) 佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業者選定評価委員会	14

(2) 技術提案書審査	14
(3) プレゼンテーション	14
(4) 優先交渉権者等の決定	16
(5) 審査項目	17
(6) 評価点が同点の場合	18
1 3 契約書作成の要否	18
1 4 契約保証金	18
1 5 配置技術者	18
1 6 現場代理人	19
1 7 審査結果の通知	19
1 8 契約手続き等	20
(1) 契約手続き	20
(2) 優先交渉権者の取り消し等	20
(3) その他	20
1 9 その他	20
(1) 費用負担について	20
(2) 参加辞退について	20
(3) 複数応募の禁止	20

1 募集要項の定義

佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業募集要項は、佐野市（以下、「本市」という。）が佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業（以下、「本事業」という。）に係る設計業務及び施工業務を一括して実施する事業者（以下、「選定事業者」という。）を、プロポーザル方式により選定する（以下、「本プロポーザル」という。）に当たり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 本事業の目的

本事業は、佐野市の小学校、中学校の屋内運動場に空調設備を令和8年度末までに整備し、今後、夏季の猛暑等により教育活動中の児童生徒が熱中症等の重大な健康被害に陥ることを防止するとともに、避難所施設として使用を想定した場合の安全性を確保することを目的とする。

3 本プロポーザルの趣旨

本事業の実施にあたっては、本プロポーザル参加者の持つノウハウの活用により、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保した上で、令和8年度末までに対象施設に空調設備を設置するための技術提案等を募集する。

本プロポーザル参加者のうち、金額と提案を合わせた評価値が最も優れた参加者を優先交渉権者とし、技術提案内容を別に定めた「佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）の一部として採用し、契約内容とする。

4 本事業の概要

(1) 本プロポーザルの実施者

佐野市

(2) 本プロポーザルの事務局

部署名：佐野市 教育部 学校管理課

住所：〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

電話：0283-20-3051 F A X：0283-20-3032

電子メール：gakkoushisetsu@city.sano.lg.jp

(3) 事業対象

ア 事業対象施設：小学校16校、中学校5校、義務教育学校2校、
教育センター1か所

(ア) 空調設備の設置

スポットエアコン、(以下「SAC」とする)、都市ガス式ビルマルチ

ヒートポンプエアコン（以下「GHP」とする）または店舗用パッケージエアコン（以下「EHP」とする。）の取付

イ 事業対象予定箇所

小学校 16 校 屋内運動場

中学校 5 校 屋内運動場

義務教育学校 2 校 屋内運動場

教育センター 1 箇所 屋内運動場

※詳細については貸与資料を参照

(4) 業務概要

ア 設計業務

全ての整備対象施設における空調設備等整備に係る設計業務

イ 施工業務

全ての整備対象施設における空調設備等整備に係る施工業務

(5) 事業期間等

ア 契約上の履行期間

本事業の契約上の履行期間は本契約締結（仮契約後、議会における議案の可決をもって本契約となる）後、令和 9 年 2 月 28 日までとする。

イ 各業務の履行期間

(ア) 設計業務

本契約締結後、令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、その後に生じた設計変更等に係る業務については、契約上の履行期間までとする。

(イ) 施工業務

当初設計の全部、又は一部について、本市が設計内容を承認した日以降、受注された者の技術提案書に記載されている履行期間又は令和 9 年 2 月 28 日までとする。

(6) 提案上限価格等

提案上限価格：1, 3 3 5, 0 0 0 千円

（消費税額及び地方消費税相当額を含む）

最低制限価格：無

5 参加資格要件

(1) 参加者の構成

参加者は、単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）によるものとし、以下の参加資格要件を満たす者とする。

参加表明書締切日から優先交渉権者の決定までの間に、以下の要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(2) 参加資格要件

ア 共通する参加資格要件

単独企業、共同企業体の代表構成員（以下、「共同企業体代表構成員」という。）、共同企業体の構成員（以下、「共同企業体構成員」という。）は公告日において、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 令和 7・8 年度佐野市建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、単独企業又は共同企業体代表構成員は、契約者（契約を締結する権限を有する主たる営業所（本店）の所在地を佐野市内に有し、資格者名簿の管工事業で格付 A 等級に登載されていること。更に、管工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項の特定建設業の許可を受けており、公告の日において当該許可を受けてから 2 年を経過している者であること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(ロ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。

(ハ) 本プロポーザルの公告の日から事業者特定の日までの期間に、佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成 17 年 2 月 28 日告示第 154 号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(ニ) 本プロポーザルの公告の日から事業者特定の日までの期間に、佐野市公共工事等からの暴力団員等の排除について（平成 22 年 2 月 1 日締結）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(ホ) 単独企業、共同企業体代表構成員は、過去 15 年以内に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体との請負契約において、元請けとして（共同企業体による契約にあつては、代表構成員及び構成員に限る。）、学校への空調設備工事の施工完了実績を有する者であること。

イ 個別の参加資格要件

単独企業、共同企業体代表構成員及び共同企業体構成員はそれぞれ担当する業務に関する以下の参加資格要件を満たすこと。ただし、参加者は、参加表明書（様式 1-2）に記載された協力会社（以下、「協力会社」という。）を体制に含めることができる。この場合、協力会社が有する資格要件

を設計業務に限り参加者の資格要件とみなす。

(7) 設計業務を行う者の要件

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、公告の日において、当該登録を受けてから 2 年を経過している者。
- ・ 要求水準書に示す資格を有する者を設計管理責任者として配置できること。

(イ) 施工業務を行う者の要件

単独企業又は共同企業体代表構成員にあつては、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ・ 管工事業について、建設業法第 3 条第 6 項の特定建設業の許可を受けており、公告の日において当該許可を受けてから 2 年を経過している者。
- ・ 要求水準書に示す資格を有する者を施工管理責任者及び現場代理人として、本業務の施工業務に配置できること。

共同企業体については、佐野市建設共同企業体取扱要綱（平成 17 年 2 月 28 日告示第 161 号）に準拠するものとし、次の要件を満たすこと。

- ・ 共同企業体の構成員は 3 者以下とし、共同企業体はその構成員の自主結成とする。また、出資比率の最も高い者を代表構成員とする。

共同企業体構成員にあつては、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ・ 管工事業、電気工事業又は建築工事業について建設業法第 3 条第 6 項の規定による特定建設業又は一般建設業の許可を受けており、公告の日において当該許可を受けてから 2 年を経過している者。
- ・ 共同企業体代表構成員と共に要求水準書に示す資格を有する者を配置できること。

ウ その他の参加資格要件

(7) 共同企業体の場合、共同企業体代表構成員が本プロポーザル手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、共同企業体内の全ての調整等の責任を負うものとし、本市への書類提出及び本市からの通知等については、全て共同企業体代表構成員が行う。

(イ) 共同企業体構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体構成員になることはできない。また、共同企業体構成員と資本関係又は人的関係等のあるものについても、他の共同企業体構成員になることは

できない。

- (ウ) 佐野市立小中学校等屋内運動場エアコン設置に係る事業者選定支援業務委託を受託した者は、本業務への参加はできないものとする。

6 公告から契約までのスケジュール

	項 目	日 時
(1)	公告	令和7年 5月16日(金)
(2)	現地視察会	
	受付期間	令和7年 5月16日(金) から 令和7年 5月26日(月) 正午まで
	現地視察会実施	令和7年 5月28日(水) から 令和7年 6月6日(金) まで
(3)	質疑	
	受付期間	令和7年 5月16日(金) から 令和7年 5月30日(金) 正午まで
	質疑回答日	令和7年 6月6日(金)
(4)	貸与資料	
	受付期間	令和7年 5月16日(金) から 令和7年 6月6日(金) 正午まで
(5)	参加表明	
	受付期間	令和7年 5月16日(金) から 令和7年 6月6日(金) 午後5時 まで
	参加資格審査結果通知日	令和7年 6月16日(月)
	非参加資格に対する説明請求	令和7年 6月23日(月) 正午まで
	請求に対する回答	令和7年 6月30日(月)
(6)	現地視察会質疑	
	受付期間	令和7年 6月6日(金) から 令和7年 6月11日(水) 正午まで
	質疑回答日	令和7年 6月16日(月)
(7)	提出意思確認書の提出期限	令和7年 6月23日(月) 正午まで
(8)	技術提案書	
	受付期間	令和7年 7月2日(水) から 令和7年 7月16日(水) 正午まで
(9)	佐野市学校等屋内運動場エアコン 設置事業者選定評価委員会 (技術評価及びプレゼンテーション)	令和7年 7月下旬
(10)	優先交渉権者決定	令和7年 8月上旬
(11)	審査結果及び優先交渉権者等の公表	令和7年 8月上旬
(12)	非特定理由に関する説明請求	公表日から7日以内まで

	項 目	日 時
(13)	仮契約締結	令和7年 8月上旬を予定
(14)	本契約締結	佐野市議会における議決後 令和7年 9月中旬を予定

7 関係資料

(1) 配付資料

ア 募集要項

イ 要求水準書

(本事業を実施するために市が事業者并要求する最低の仕様)

ウ 改修計画図

(機器の配置案など価格を算出する上で要求水準書を補足する参考の計画図)

エ 参加表明書(様式1-1～1-2)

オ 特定建設工事共同企業体協定書(様式1-3)

カ 参加資格確認項目(様式1-4-1～1-4-3)

キ 共同企業体参加資格確認項目(様式1-5)

ク 提出意思確認書(様式1-6)

ケ 現地視察申請書(様式2)

コ 質疑回答書(様式3)

サ 参加辞退届出書(様式4)

シ 技術提案書(様式5)

ス 技術評価に係る提案書(様式5-1-1～5-1-5)

セ 提案価格見積書(様式5-2-1)

ソ 提案価格見積書の内訳書(様式5-2-2)

タ 提案価格見積書 界小学校、城東中学校、南中学校の見積内訳書
(様式5-2-3)

チ 参考図書貸与申込書(様式6)

ツ 本事業の設計施工一括契約書(仮契約書)(案)

(2) 貸与資料

対象校の施設台帳、変圧器容量一覧及び本事業の資料のDVDでの提供を希望する事業者は、本公告後から令和7年6月6日(金)正午までに本プロポーザルの事務局に記載のあるEメールアドレスに電子メールにて参考図書貸与申込書(様式6)を提出し、提出先に電話で到達確認をすること。また、受領方法等について確認をすること。

8 現地視察会について

(1) 対象施設

本事業対象の全 24 校（施設）のうち代表校 5 校まで

(2) 実施概要

ア 日程

令和 7 年 5 月 28 日（水）～ 6 月 6 日（金）（詳細は別途通知）

イ 視察対象

空調設備を設置する屋内運動場、外周り、分電盤、受変電設備等を視察対象とする。

(3) 現地視察会の申込

- ・ 現地視察申請書（様式 2）により、電子メール（ファイル添付）にて申込を行うこと。提出先は、本プロポーザルの事務局に記載のある E メールアドレスとすること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、現地視察会に参加できないため注意のこと。）
- ・ 申込みは本プロポーザル参加を予定しているグループごとに代表構成員が行うこと。
- ・ 申込期間は令和 7 年 5 月 16 日（金）～ 5 月 26 日（月）正午までとする。
- ・ 参加者は 10 名以内とすること。
- ・ 現地視察の詳細な方法・日時等は令和 7 年 5 月 27 日（火）までに電子メールによる連絡とする。
- ・ 現地視察は佐野小学校、界小学校、城東中学校、南中学校、葛生義務教育学校とする。

(4) 留意事項

- ・ 学校の敷地内は全面禁煙とする。
- ・ 学校の教育活動等に支障のないよう留意すること。
- ・ 資料、上履きなど、視察に必要なものは各自用意すること。
- ・ カメラ等による撮影は可能とするが、児童生徒が特定されないようにすること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- ・ 現地視察時には、本事業に関する質問に対する回答はしないものとする。
- ・ 視察ができない学校については施設台帳及び空調機器表（参考）等の貸与資料を参考とし、本契約締結後に視察し、実施設計を行うものとする。

9 質疑回答

(1) 質疑回答

ア 質疑

要求水準書、本募集要項等の内容に不明な点がある場合は、質疑回答書（様式 3）を提出すること。

(ア) 受付期間

令和 7 年 5 月 16 日（金）～ 5 月 30 日（金） 正午まで

(イ) 質疑事項提出先、提出方法

本プロポーザルの事務局に記載のある E メールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、質疑回答を行わないため注意すること。）

(ウ) 質疑回答日

令和 7 年 6 月 6 日（金）

(エ) 回答方法

質疑に対する回答は、本市ホームページ上に公表する。

イ 現地視察会質疑

現地視察会において不明な点がある場合は、質疑回答書（様式 3-1）を提出すること。

(ア) 受付期間

令和 7 年 6 月 6 日（金）～ 6 月 11 日（水） 正午まで

(イ) 質疑事項提出先、提出方法

本プロポーザルの事務局に記載のある E メールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、質疑回答を行わないため注意すること。）

(ウ) 質疑回答日

令和 7 年 6 月 16 日（月）

(エ) 回答方法

質疑に対する回答は、本市ホームページ上に公表する。

10 参加表明及び参加資格確認

(1) 参加表明の提出

参加申込者は、次の方法により参加表明手続を行い、参加資格要件の有無について審査を受ける。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式 1-1 ～ 1-2）

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書（様式 1-3 共同企業体による参加の場合に限る。）

(ウ) 参加資格確認項目（様式 1-4-1 ～ 1-4-3）

(エ) 共同企業体参加資格確認項目（様式 1-5 共同企業体による参加の場合に限る。）

イ 提出部数

正本 1 部及び副本 2 部（副本は複写可） 計 3 部

ウ 提出先

本プロポーザル事務局

エ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録」のいずれかの方法によるものとする。また、郵送した旨の電話連絡をすること。

オ 提出期間

令和7年5月16日（金）～6月6日（金）午後5時までとする。（郵送の場合も同日同時必着とする。）

(2) 参加資格の審査結果

ア 参加資格の審査結果は、令和7年6月16日（月）を目途に郵送により、参加資格審査結果通知書により通知する。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格審査結果通知書にその旨を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者には、本市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合には、令和7年6月23日（月）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により本プロポーザル事務局（学校管理課）に提出すること。本市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し令和7年6月30日（月）までに回答する。

(3) 提出意思確認書の提出

提案書の提出者として選定された者は、本プロポーザル事務局から送付する「提出意思確認書」（様式1－6）1部を提出するものとする。なお、提出期限等は以下のとおりとする。

ア．提出期限 令和7年6月23日（月） 正午まで

イ．提出先 本プロポーザル事務局

ウ．提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録」のいずれかの方法によるものとする。また、郵送した旨の電話連絡をすること。

エ．提出意思確認書（様式1－6）を提出後に参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。また、提出期限までに企画提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものみなす。

1 1 技術提案

(1) 技術提案の提出

参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類（以下、「技術提案書等」という。）により技術提案手続を行う。

ア 提出書類

(ア) 技術提案書（様式 5）

(イ) 技術評価に係る提案書（様式 5-1-1 ～ 5-1-5）

- ・ 技術提案書及び技術評価に係る提案書は、様式集に定められたスペースに作成すること。
- ・ 様式ごとにインデックスをつけること。
- ・ 提案書は、1 部ずつファイルに綴じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと）
- ・ 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- ・ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ・ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ・ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

(ウ) 提案価格見積書（様式 5-2-1）

(エ) 提案価格見積書の内訳書（様式 5-2-2）

(オ) 提案価格見積書 界小学校、南中学校、城東中学校の見積内訳書（様式 5-2-3）

- ・ 一式表記は極力減らし、数量・単価を明示すること。

(カ) プレゼンテーション用資料

プレゼンテーション用資料は、技術提案書の内容を逸脱することなく、技術提案書を補足する最低限のものとする。

- ・ A4 判で作成し、1 部ずつファイルに綴じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと）
- ・ A3 判の資料は、折りたたんでファイルに閉じることができれば可とする。
- ・ 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- ・ ページ数は 20 ページ以内とする。表紙及び目次は、枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。
- ・ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ・ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ・ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

イ 提出部数

(ア) 正本 1 部及び副本 15 部（副本は複写可） 計 16 部及び CD-R 1 部
ただし、提案価格見積書及び提案価格見積書の内訳書については、正本 1 部のみ提出。

(イ) CD-R（容量が不足する場合は DVD-R とする。）に、提出書類の電子データ（PDF 及び元データ）を格納し提出すること。

(ウ) CD-R への格納の条件は、次のとおりとする（CD-R の提出方法は以下同様とする）。

- ・ CD-R：Windows フォーマット
- ・ 使用アプリケーション：様式の指定があるものは、原本ファイル形式のままとし、その他図面等は PDF 形式とする。
- ・ ウィルスチェック：CD-R は、ウィルスチェックを行ってから提出すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録」のいずれかの方法によるものとする。また、郵送した旨の電話連絡をすること。

エ 提出先

本プロポーザル事務局

オ 提出期間

令和 7 年 7 月 2 日（水）～7 月 16 日（水）正午までとする。（郵送の場合も同日同時必着とする。）持参の場合は平日のみ午前 8：30～午後 5：00 まで、最終日のみ正午までとする。

(2) 技術提案書等の取扱い

ア 提出された技術提案書等は返却しない。

イ 提出された技術提案書等は、本プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合には、当該提案者は本市に対して当該損失及び損害を補償又は賠償しなければならない。

エ 技術提案書等の提出は、1 提案者につき 1 案とする。

オ 技術提案書等（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。）の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は技術提案書等の全部又は一部を無償で使

用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の技術提案書等は、本プロポーザルに関する公表以外に無断で使用しない。

カ 技術提案書等の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

キ 記載内容の変更

提出された技術提案書等の差し替えは認めない。

技術提案書等において提案した施工管理責任者は、原則として本業務が終了するまでの間に変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本市が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。技術提案書等において、提案した施工管理責任者以外の設計業務における配置予定者の変更も同様とする。

(3) 技術提案の履行

受注者は、技術提案書等の提案事項については、責任を持って確実に履行すること（設計業務の完了時に、本市がその提案事項の履行について不要と認める場合を除く）。また、受注者の責により、事業契約完了時点で技術提案書等の提案を達成できなかった事項については、契約金額の減額対象とする。

ただし、本市との協議の上、技術提案と同等と認められる方法等で本業務を履行することを本市が認める場合はこの限りではない。

なお、技術提案書等の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書等に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求及び指名停止措置を行うことがある。

(4) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- ・ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ・ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ・ 提案上限価格を超える額で提案をしたとき。
- ・ 参加表明書の提出期間以後、優先交渉権者の決定の日までの手続期間中に指名停止となったとき。
- ・ その他、技術提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要項に定める手続きによらなかったとき。

(6) 辞退の方法

- ・参加申込者は、優先交渉権者が決定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- ・本プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。ただし、仮契約締結後はこの限りではない。
- ・参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式4）を郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できるものに限る。）又は持参により提出すること。なお、参加辞退届出書を提出した後は、辞退を撤回することはできない。

1 2 技術提案の審査及び審査項目

(1) 佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業者選定評価委員会

優先交渉権者の選定は、佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業者選定評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において実施する。

(2) 技術提案書審査

評価委員会は、提出された技術提案書等について審査評価基準に基づき評価を実施する。

- ・技術提案書審査により、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価値が最も高い提案を最優秀提案として特定する。
- ・最優秀提案を決する際、評価点が同点の場合は、提案価格が低いものを優位とし、評価点及び提案価格が同点の場合は、評価委員会の決により最優秀提案を特定する。
- ・なお、応募者が1者のみの場合については、技術評価点の合計が30点以上の者を最優秀提案として特定する。

(3) プレゼンテーション

ア 提案者は提出した技術提案書に係る審査を受けるため、プレゼンテーション及び評価委員会委員によるヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(ア) 日時 令和7年7月下旬頃 （別途通知）

(イ) 集合場所 佐野市役所 （別途通知）

(ウ) 参加可能人数 当該業務に予定する設計管理責任者及び施工管理責任者又は現場代理人を含む5名までとする。

イ プレゼンテーションに関する注意事項

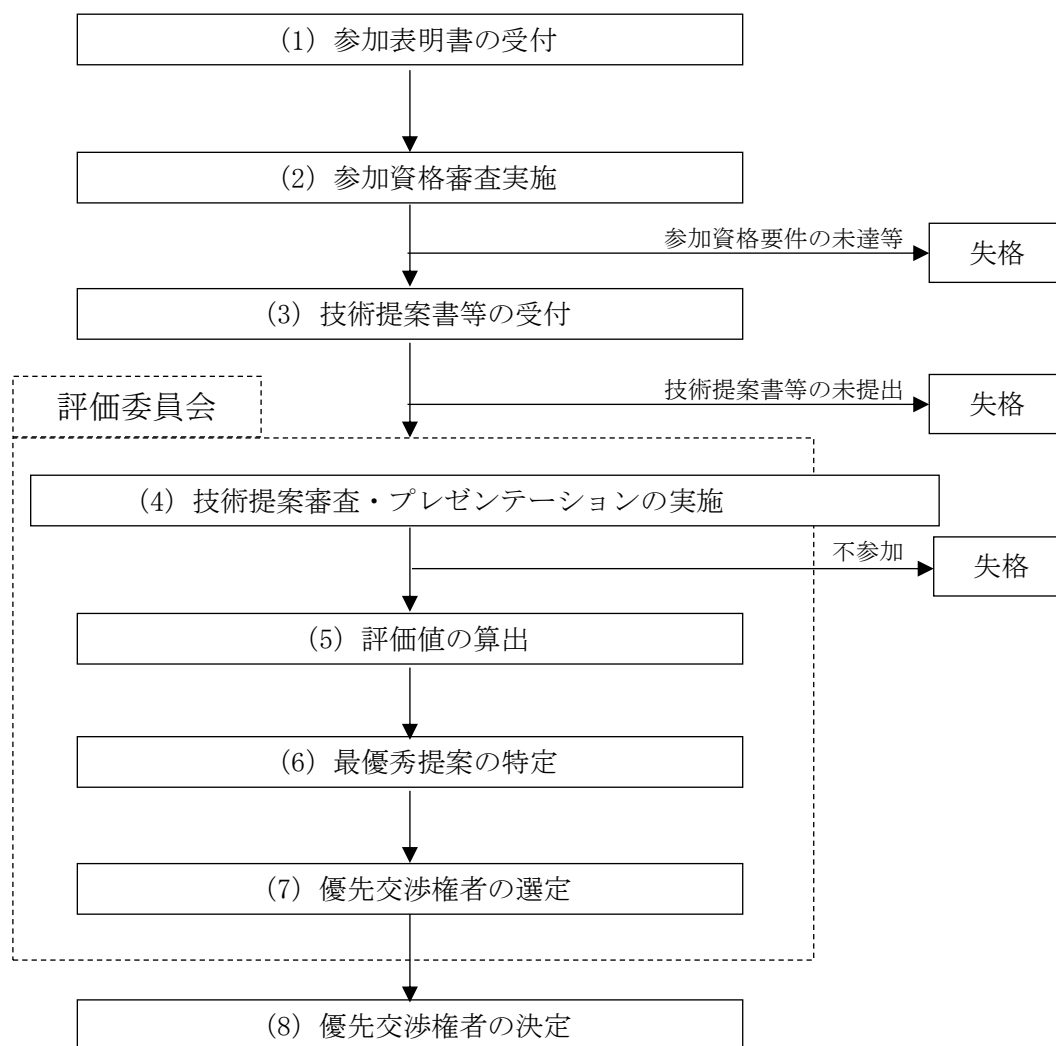
(ア) 会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき25分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを15分以内、ヒアリングを10分程度と想定する。

- (ウ) 会場入場後、選定委員の紹介等を行わないので、速やかに準備を行い、説明を開始すること。
- (エ) プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、資料への社名等の記載や発言、服装等について参加者が特定されないよう十分注意すること。
- (オ) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として辞退したものとする。
- (カ) プレゼンテーションは、提出した技術提案書を用いて行うこと。新たな資料の提示は認めない。

(4) 優先交渉権者等の決定

評価委員会は、技術提案書等の特定結果に基づき、最優秀提案を提出した者を優先交渉権者として選定する。本市は、評価委員会の選定に基づき、優先交渉権者を決定する。優先交渉権者の決定までの流れは、次のとおり。



(5) 審査項目

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点		様式
技術 評価 内容	(1) 業務遂 行能力	同種・類似業 務の実績	ア 過去 15 年以内に学校空調を元請けとし て多拠点での空調設備を含む管工事の実 績があるか。（1 工事で同時に行った拠 点の数等で評価） イ 過去 15 年以内に空調設備を含む管工事 を元請けとして 3,000 万円以上（官公 庁・民間）の施工実績を多数有してお り、十分な実施能力があるか。（実績の 数で評価）	5	10	5-1-1 (1) (2)
		業務実施体制 及び業務フ ロー	ア 学校運営を行いながら多拠点を同時に進 めることを十分に鑑み、設計者、施工者 の役割、責任及び関係について、適切な 体制図を提示しているか。	5		5-1-2
	(2) 地域 活性化	地域経済への 貢献	ア 市内企業との連携などの配慮、その他地 域経済活性化に資するさまざまな取組に ついて具体的な実施方法を記述している か。	10	10	5-1-2
	(3) スケジ ュール 管理	工期設定	ア 学校運営を行いながら多拠点を同時に進 めることを十分に鑑み、適正な工期設定 がされているか。	10	10	5-1-3
	(4) 業務の 品質	設計業務の実 施方針	ア 快適な学校環境や周辺環境に配慮した計 画がされているか。 イ 機器、配管類の耐震性について、適切な 提案を行い、機器の運転、メンテナンス に配慮した計画を提案しているか。 ウ 非常時における空調設備の運用や受電方 式に対する検討、複数引込みの検討につ いて減額提案しているか。 エ 設計品質を確保するための具体的方策 （設計体制、設計瑕疵の防止策等）につ いて提案しているか。 オ 室外機・室内機の設置方法について各学 校の条件に沿った合理的な提案がされて いるか。	10	20	5-1-4
		施工業務の実施 方針	ア 適切な品質管理及び施工精度が確保で きる提案を行っているか。 イ 平日学校運営を行いながら実施するこ	10		5-1-5

			とを鑑み、児童・生徒、教職員及び来校者等の安全と学校運営に十分に配慮した事業の進め方について、具体的な提案を行っているか。 ウ 休日施工や夜間休工中の防災、防犯を踏まえた安全確保について具体的な提案を行っているか。 エ 整備完了後の機器使用時の安全性に配慮するとともに、維持管理を考慮した提案を行っているか。 オ 学校運営が行われている中、工期内に事業を行うため、多拠点における十分な安全管理、設計及び施工業務において統一的な品質管理を行うための適切な方法を提案しているか。 カ 多拠点工事のための適切な方法を提案しているか。 キ 市及び学校への報告、調整方法について適切な提案を行っているか。 ク 各拠点で発生したトラブルや、設計内容の調整等を円滑に処理するための適切な方法を提案しているか。		
技術評価点 小計				50	
価格評価点	(最低提案価格÷当該提案価格) ×50			50	
総合計				100	

※応募者が1者のみの場合については、技術評価点の合計が30点以上の者を最優秀提案として特定する。

(6) 評価点が同点の場合

最優秀提案を決する際、評価点が同点の場合は、提案価格が低いものを優位とし、評価点及び提案価格が同点の場合は、評価委員会の決により最優秀提案を特定する。

1.3 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

1.4 契約保証金

契約保証金については、佐野市財務規則（平成17年2月28日規則第59号）の規定に準拠するものとし、契約書の定めによる。

1.5 配置技術者

佐野市建設工事における技術者配置基準に準拠するものとし、次の要件を満たすこと。

- ・ 建設業法に規定された国家資格を有し、建築工事の公共工事において、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者を建設業法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者として配置できること。（共同企業体の場合、代表構成員は国家資格を有する監理技術者とし、構成員は国家資格を有する監理技術者又は主任技術者を配置できること。）
- ・ 監理技術者は、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持しているものとする。
- ・ 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは、原則として認めない。なお、恒常的な雇用関係とは提案書提出日現在で、3か月以上雇用していることをいう。
- ・ 配置予定技術者の資格・工事経験調書に記載した配置予定技術者は、病欠、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することができない。
- ・ 営業所の専属配置の技術者は、原則配置予定技術者として申請できない。

1.6 現場代理人

佐野市建設工事における技術者配置基準に準拠するものとし、次の要件を満たすこと。

- ・ 現場代理人は、請負契約の適切な履行を確保するため、工事現場の取り纏めを密に行うこと。

1.7 審査結果の通知

- ・ 審査結果は、令和7年8月上旬に本市ホームページにおいて公表する。決定された優先交渉権者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者決定通知書）で通知する。
- ・ 優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者に決定されなかった旨の通知書）で通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない。）以内に、書面により非特定理由について説明を求めることができる。
- ・ 審査の経過及び評価値の内訳に対する問合せには応じない。

1 8 契約手続き等

(1) 契約手続き

- ・ 審査の結果、優先交渉権者と仮契約を締結する。なお、仮契約は令和 7 年 9 月（予定）佐野市議会において議決を得たとき、本契約として成立する。
- ・ 技術提案書は、全て仕様書に記載されたものとする。

(2) 優先交渉権者の取り消し等

- ・ 優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、優先交渉権者との事業契約が締結できない場合、本市は当該優先交渉権者を取り消し、次点者を優先交渉権者として契約交渉を行う。
- ・ 優先交渉権者が、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、本市に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

(3) その他

- ・ 優先交渉権者の決定後、仮契約締結までの間に、優先交渉権者が本プロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、仮契約を締結しないことがある。
- ・ 優先交渉権者が本契約締結までに、本プロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。
- ・ 参加表明手続及び技術提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- ・ 優先交渉権者は、仮契約締結までに建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項を市長に提出しなければならない。

1 9 その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び本プロポーザルの参加に必要となる費用は、参加申込者の負担とする。

(2) 参加辞退について

本プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。ただし、仮契約締結後の辞退はこの限りではない。

(3) 複数応募の禁止

共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員になることはできない。また、構成員と資本関係又は人的関係等のあるものについても、他の共同企業体の構成員になることはできない。